



はちのへ のうぎょうだより

令和6年11月号 No.560

のうぎょうだよりは八戸市農業委員会のほか、市内農協各支店でも配布しています。
また、インターネットではフルカラーでご覧いただけます。
〇八戸市ホームページ
<https://www.city.hachinohe.aomori.jp/>

のうぎょうだより

検索



令和6年度 農家座談会を開催します！

農家座談会では、開催地区ごとに困っていることや問題となっていることをテーマとして掲げ、地域の農家の皆さんと農業委員等と一緒に、地域主体の話し合いを行います。

この機会に、日頃の悩みなどを地域の皆さんで共有し、解決に向けて話し合いませんか。地域にお住まいの農家の方ならどなたでも予約なしでご参加いただけます。たくさんのご参加をお待ちしております。なお、テーマを設定しない地区では、農業に関する相談全般に対応します。

問 農業委員会事務局 ☎ 43-9164

日 時		地区	会 場	テーマ
12/16(月)	13:00	中沢	南郷事務所 大会議室 ☎82-2111	・鳥獣対策について ・遊休農地の活用について
12/17(火)	10:00	市川	市川公民館 和室 ☎52-2319	・農家よろず相談会
12/18(水)	14:00	館	館公民館 和室1・2 ☎27-5431	・農家よろず相談会
12/19(木)	10:00	下長	下長市民センター集会室 ☎28-8863	・農家よろず相談会
12/20(金)	13:30	豊崎	瑞豊館 生活研修室 /生活実習室 ☎23-2618	・R6年八戸地区供出米の等級調査結果について ・米、ピーマン、トマト等各野菜の暑さ対策について ・人手不足対策について ・耕作放棄地対策について ・鳥獣対策について
1/17(金)	13:30	島守	南郷公民館 緑分館 和室 ☎82-3385	・鳥獣対策について ・高齢化、後継者不足に伴う規模縮小等について
1/20(月)	10:00	上長	上長公民館 和室 ☎23-3237	・農家負担ゼロでの基盤整備事業
1/21(火)	10:00	大館 南浜	大館公民館 会議室 ☎25-3331	・鳥獣対策について ・農地の貸借、規模縮小等について
1/27(月)	15:00	是川	是川公民館 講座室2 ☎96-1219	・農家よろず相談会

～農業経営振興センターからのお知らせ～

収入保険制度を活用しましょう！

収入保険制度とは、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償する制度です。

◆加入できる方

青色申告を行っている農業者（個人・法人）です。
※加入申請年1年分の青色申告実績で加入できます。

◆保険期間

個人：1月～12月 法人：事業年度の1年間

◆補償内容

保険期間の農産物の販売収入が、基準収入の9割を下回ったときに、下回った額の9割を上限に補てんします。

※基準収入は、過去5年間の平均収入を基本に、保険期間の営農計画を考慮して設定されます。

※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は対象外です。

◆収入保険の補てん方式

保険方式（掛捨て）と積立方式（掛捨てではない）の組み合わせができます。

※保険料には50%、積立金には75%（保険金対象時）国庫補助があります。積立金は補てんに使わなければ翌年に持ち越されます。また、保険料と積立金は分割払（最大9回）ができます。

◆新たな補償タイプ

加入者の積立金の負担軽減を求めるニーズに応じ、保険での補償を充実する新たなタイプとして、保険方式のみで9割まで補償するタイプを令和6年から実施しています。

◆収入保険加入者が負担する保険料等（掛捨て部分）の1/3を八戸市が助成します ※1者1回限りの補助です。

八戸市に住所を有する個人または法人で、令和7年、令和8年、令和9年のいずれかを保険期間とする収入保険に加入した方が対象です。

（例）基準収入が1,000万円で、保険方式80%＋積立方式10%タイプに加入し、支払い率90%の方の場合
負担金35.5万円 〔内訳：保険料10.8万円、積立金22.5万円〕
付加保険料（事務費）2.2万円



保険料、付加保険料の合計13万円の1/3、**約4.3万円**を市が助成します！



～加入申請や補償内容など、詳しいことはこちらへお問い合わせ下さい～

青森県農業共済組合南部支所 収入保険課 ☎ 0176-22-8101

八戸市農業経営振興センター ☎ 0178-27-9163

令和7年用農業用免税軽油の申請受付について

令和7年3月以降の免税軽油に係る免税証の交付申請受付を、次のとおり行います。

- 1 申請受付日…令和6年12月2日(月)まで
- 2 申請受付場所…三八地域県民局 県税部課税第一課窓口
- 3 提出申請書類等…下表の申請区分に従って必要な書類等（○の表示）を準備して申請してください。

提出書類等 (注1)			三八県税部にあります。									申請者が事前に準備してください。											
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	
			免税証交付申請書	免税軽油所用数量計算書(農業用)	県税関係証明等原簿	免税軽油使用者証交付申請書	免税軽油使用者証共同交付申請書	免税軽油の引取り等に係る報告書の提出の期限の特例指定申請書	誓約書(注2)	免税軽油使用者証書換・再交付申請書	免税軽油使用者証亡失届	耕作証明書(農業委員会発行)	免税軽油使用者証(前年以前交付のもの)	機械販売証明書等	軽油使用計画書	前年度軽油使用明細書	免税軽油の引取り等に係る報告書(注3) (軽油納品書等添付(写し可))	組合員名簿(全員の記名必要・写し不可)	組合定款・規約及び総会の議事録謄本	切手530円(返信用封筒に貼付すること)	封筒(長形3号・120×235mm)	県収入証紙400円 (県税関係証明等原簿に貼付すること)	
申請区分	個人・共同防除組合等	新規	○	○	○	○	△1	以下の方 期間1月当たり1kl 交付申請数量が使用	○			○		○						○	○	○	
		継続	○	○									○	○			○				○	○	
		更新	○	○	○	○	△1		○				○	○			○				○	○	○
		新規	○		○	○			○				○		○				○	○	○	○	○
		継続	○										○	○		○	○		○	○	○	○	
		更新	○		○	○			○				○	○		○	○	○	○		○	○	○
	共通	書換			○				○			○	△2									△3	
		再交付			○					○	○											○	

△1 共同申請の場合、「免税軽油使用者証交付申請書」は「免税軽油使用者証共同交付申請書」となります。

△2 免税軽油使用者証から、機械を削除する場合は不要です。

△3 更新手続きと同日付で行う場合は不要です。

注1 新規…免税軽油使用者証を新たに申請する方

継続…免税軽油使用者証の交付日が令和5年3月1日以後の方

更新…免税軽油使用者証の交付日が令和5年2月28日以前の方

注2 国税又は地方税の滞納処分を受け、その滞納処分の日から起算して2年を経過しない者であること等、地方税法で定める欠格事項への該当がないことを誓約していただく書類です。

注3 「免税軽油の引取り等に係る報告書」及び「軽油納品書等」の提出がない場合は、免税証の交付ができません。



農地情報

新規の農地情報をお知らせします。詳細について確認したい方は、「eMAFF 農地ナビ」をご覧ください。新規定以外の情報は折込チラシにございます。

問 農業委員会 ☎43-9448

eMAFF 農地ナビ <https://map.maff.go.jp/>

■農地を売ります

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	八幡	上鶴対	27-1	畑 (農用地)	1,132	応相談
			27-7	畑 (農用地)	241	
			27-8	畑 (農用地)	65	
②	尻内町	赤坂	32-4	田 (農用地)	867	応相談 ※貸付可
③	田面木	外久保	53-1	畑	1,374	応相談
④	松館	奥沢野場	31-1	畑 (農用地)	3,302	応相談 ※貸付可
		辰ヶ口	35-1	田 (農用地)	491	

■農地を貸します

	所在地			地目等	面積 (㎡)	希望価格
	大字	小字	地番			
①	市川町	天久岱	1-1	畑	9,001 のうち 4,827	応相談



農家の経営とくらしに役立つ情報をお届けします。

発行日 毎週金曜日
購読料 月額 700 円
(送料、税込み)

お申込みは、農業委員・農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局まで。



編集後記

ここ数か月は、全国的に米不足が騒がれておりました。私も、関東圏にいる従妹から米がないと相談されて仕送りをしたり、家の米が底をつきかけてハラハラしたりと、せわしない日々を過ごしたような気がします。最近ようやく売場に新米が並び始めてほっとしております。この編集後記を書いているのは10月上旬なのですが、のうぎょうだよりが皆様のもとに届く頃には米不足が解消していることを願うばかりです。 のうぎょうだより担当 柴田

農地情報への掲載について

○農地情報掲載の提出書類一覧 (全て1部)

■農地を売りたい・貸したい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②全部事項証明書(土地)	法務局(登記所)
③公図	法務局(登記所)
④住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場

■農地を買いたい・借りたい方

提出書類	発行機関等
①あっせん申出書	八戸市農業委員会
②住民票 ※申出者が市外居住者の場合	居住地の市町村役場
③農地台帳記載証明書 (耕作証明書) ※申出者が市外居住者の場合	居住地の農業委員会

農地法関係の申請受付日等について

農業委員会で設定している、農地法第3・4・5条の許可申請・届出の受付期間等をお知らせします。

申請内容や申請書類については、事前に農業委員会でご確認ください。

※今年度の年間予定については、農業委員会の窓口及び市ホームページへ掲載しています。

問 農業委員会 ☎43-9448

農地法許可申請

申請月	受付期間	許可書の交付日	
		3条/4・5条 (30a以下)	4・5条 (30a超)
11月	11/11-11/20	12/16	1/8
12月	12/11-12/20	1/20	2/6
1月	1/14-1/20	2/18	3/6

※他法令との調整により、変更となる場合があります。
農地法届出

届出月	締切日	交付日	締切日	交付日
11月	11/5	11/15	11/20	11/29
12月	12/5	12/13	12/20	12/26
1月	1/6	1/15	1/20	1/31

◎3条申請…農地を農地として使うために売ったり、貸したりする場合

◎4・5条申請…農地に建物を建てたり、植林する等、農地以外として使う場合

※農地の売買、贈与、貸借、転用については、事前に農業委員会へご相談ください。